

會 務

土 木 學 會 誌 第 十 六 卷 第 四 號 昭 和 五 年 四 月

- 昭和五年三月十日編輯委員會を開く、黒河内編輯委員長、岡田、三浦、山口、田中(寅)、藤井、井上の各委員及び菊池囑託出席、會誌編輯上の協議をなせり。
- 同年三月二十四日役員會を開く、中川會長、八田、眞島の兩副會長、古市、中山の兩前會長、眞田、谷口、木津、平井の各常議員、丹治、牧野の兩主事出席、中川會長議長席に着き丹治主事より一般會務の報告をなし次で下記事項を決議せり。
- △本年度春季視察旅行は上越南線清水隧道並に關東水力電氣發電所及び東京電燈澁川發電所を視察することとし期日を來る五月十、十一日の兩日とすること。
- △關西支部五年度實行事業の件は豫算の範圍内にて實行のことに認め申出の通り承認すること。
- △勞農社會主義共和國聯邦交通路人民委員會より照會の件は外務省と打合の上回答すること。
- △故廣井博士記念事業會より申出の件は之を引受くること。
- △W. E. C. 及び W. P. C. 土木關係論文集は一般會員より豫約募集すること。
- △米國フリーマン氏より申出の震害調査報告書英譯の件は經費を調査の上回答すること。
- 其他會務に關する事項
- 同年四月八日編輯委員會を開く、黒河内編輯委員長、山口、田中(豊)、鈴木、岡田、菊池、田中、藤井の各委員及び菊池囑託出席、會誌編輯上につき協議をなせり。

調 査 會 記 事

用語調査會

- 昭和五年三月二十七日第十九回用語調査會幹事會を開く、中山委員長、中川幹事長、福田、井上、稻葉、川口、河口、菊池、中桐、糠澤、關、田中、瀧淵、山口の各幹事及び中川、白石の兩囑託出席、撰定用語中に使用すべき外國語の書式の決定及び用語決定の過程にある各案名稱の決定等に對し協議をなし、並に第一回委員意見中の河川、鐵道の兩部門に就き討議をなせり。

- 昭和五年三月十五日土木學會誌第十六卷第三號發行成規の手續を了し一般會員に配布せり。

○准員矢崎欣四郎君は「藤卷」と改姓せられたり。

○下記諸氏は退會せられたり。

准員 西本常二君，五十嵐正道君，福田範之君，田中章君，中川安次郎君，
山田秀三郎君，張昌熙君，村山圭史君，服部俊一君，堀尾卯一郎君，
若林弘美君，永戸三郎君

學生員 韓澤柱君

○昭和五年二月末日以降三月末日迄に於て入會を承認し名簿に登録したる者下記十二名なり。

		准	員		
青柳三郎君	奈良部龜松君	太田賢治君	眞鍋準一郎君	與平義行君	
		學生員			
岩田正平君	竹内一雄君	高橋清雄君	武田四郎君	平瀬秀博君	小久保實治君
松本光夫君					

○昭和五年三月十六日以降同年四月十五日迄に於て寄贈並に交換を受けたる雜誌其の他下記の通り。

寄贈の分

研究報告第5號	1冊	八幡製鐵所
The Excavating Eng. No. 3	1冊	三井物産株式會社
名古屋工業會々報第84號	1冊	名古屋工業會
工業第4月號	1冊	大阪工業會
東京工業會誌第4號	1冊	東京工業會
工學4月號	1冊	東京工學社
工業之大日本第3號	1冊	工業之日本社
工事畫報第4號	1冊	工事畫報社
國立公園3月號	1冊	國立公園協會
帝國學士院記事第2號	1冊	帝國學士院
ジビル第3號，第4號	2冊	ジビル社
鐵線籠工法	1冊	川崎鐵鋼工場
滿州電氣協會々報第2號	1冊	滿州電氣協會
技術試驗所報告	1冊	復興局技術試驗所

啓明會昭和四年度事業報告	1冊	啓 明 會
熊本工業會誌第 3 號	1冊	熊 本 工 業 會
滿洲技術協會誌第 36 號	1冊	滿 洲 技 術 協 會
信號第 3 卷第 1 號	1冊	信 號 會
工學部紀要第 8 號	1冊	東 京 帝 國 大 學 工 學 部
旅順工科大學彙報第 1 號	1冊	旅 順 工 科 大 學
Memoirs of the Ryojun College of Eng. No. 4	1冊	同 上
土木建築材料商報 4 月號	1冊	土 木 建 材 商 報 社
土木試驗所報告第 15 號	1冊	內 務 省 土 木 試 驗 所
東京土木建築業組合報第 4 號	1冊	東 京 土 木 建 築 業 組 合
日立評論第 3 號	1冊	日 立 評 論 社
セメント界彙報第 231, 232 號	3冊	セメント界彙報發行所
ワット第 3 號	1冊	ワ ッ ト 社

○交換の分

衛生工業協會誌第 4 卷第 3 號	1冊	衛 生 工 業 協 會
帝國鐵道協會報第 31 卷第 3 號	1冊	帝 國 鐵 道 協 會
機械學會誌第 155 號	1冊	機 械 學 會
建築雜誌第 531 號	1冊	建 築 學 會
工業要録第 6 卷第 3 號	1冊	工 業 資 料 調 査 會
工業化學雜誌第 4 冊及同歐文	1冊	工 業 化 學 會
港灣第 4 號	1冊	港 灣 協 會
造船協會雜誌第 96 號	1冊	造 船 協 會
電氣學會雜誌第 500 號	1冊	電 氣 學 會
日本建築士第 6 卷第 3 號	1冊	日 本 建 築 士 會
日本鑛業會誌第 539 號	1冊	日 本 鑛 業 會
工政第 124 號	1冊	工 政 會
業務研究資料第 3 號	1冊	鐵 道 省 大 臣 官 房 研 究 所
工學彙報第 6 號	1冊	九 州 帝 國 大 學 工 學 部

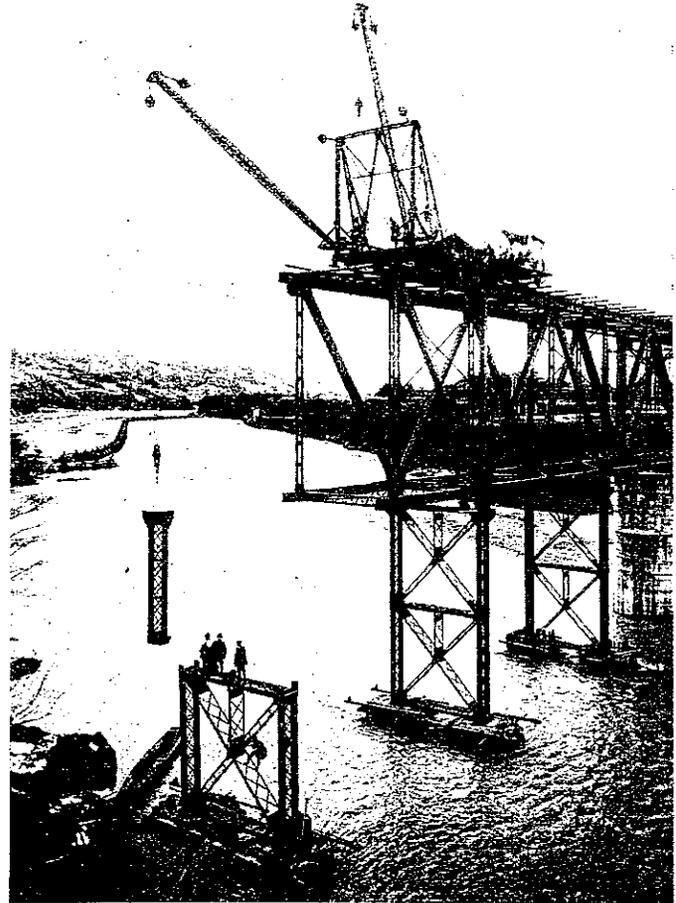
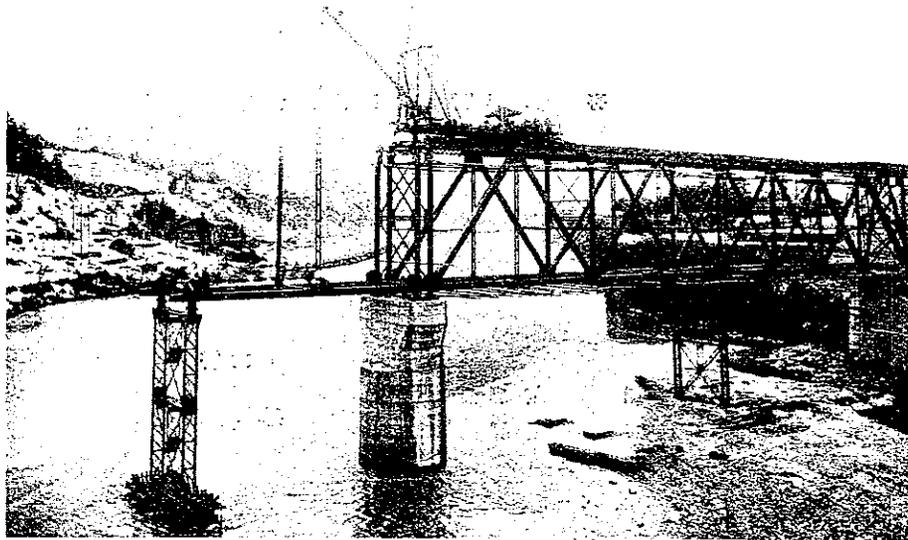
會員山田陽清君は三月廿六日逝去せられたり、本會は此の訃音に接し弔辭を靈前に呈し哀悼の意を表したり。

准員藤岡末太郎君、同田部正太郎君は本年三月逝去せられたり、本會は謹んで哀悼の意を表す。

飛越線(富山高山間)第二神通川橋梁上路構桁架設

第二神通川橋梁は上路構桁徑間 200 呎 2 連, 下路構桁徑間 100 呎 1 連, 上路板桁徑間 40 呎 3 連であるが, 徑間 200 呎の構桁の架設に當り, クレーンと簡單なる鐵製ベントを併用した。桁下約 40 呎であつて, ベント 3 組を製作し盛り替へ轉用し, 1 連の組立に 7 日間を要した。この架設方法は桁下低く洪水時期を避けて架設する場合に適する。

(昭和五年二月鐵道省長岡建設事務所に於て施工)

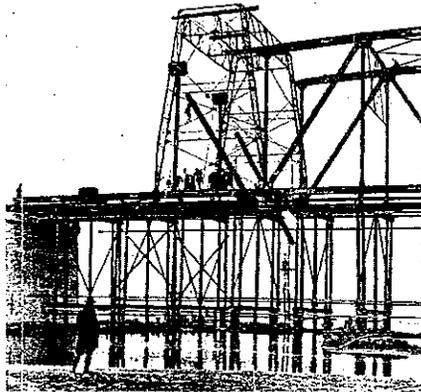


大 利 根 橋

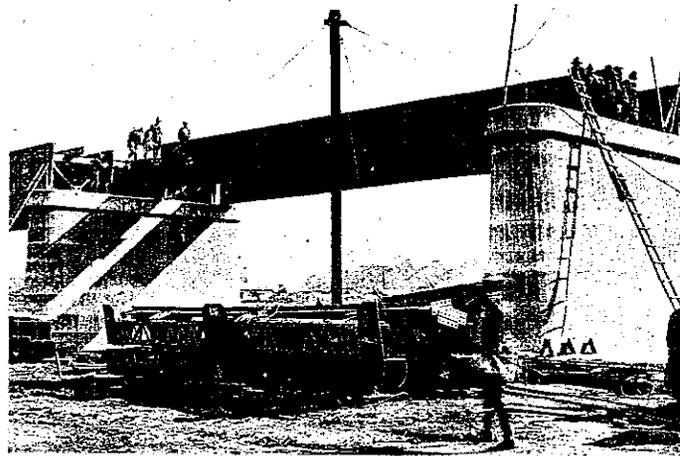
位 置	國道六號，千葉縣東葛飾郡我孫子町，茨城縣北相馬郡取手町間利根川に架す， 延長 983 米有效幅員 7.5 米
構 造	上部 鋼桁桁徑間 20 米のもの 24 連，鋼構桁徑間 63 米のもの 8 連（ワーレンサブバーチカル型），使用鋼材 2474 吨 下部 鐵筋コンクリート橋臺 2 基，杭打基礎橋脚（鐵筋コンクリート）23 基，井筒基礎橋脚（鐵筋コンクリート）8 基， 路面 アスファルト・ブロック鋪裝
工事施行	上部工事請負 浦賀船渠株式會社 下部工事請負 間 組
總工費	1430000 圓



取手側下流より見たる全景



構桁架設中



鋼 鈹 桁 架 設 中

新入會者にして既刊會誌希望者に告ぐ

本會々誌は新入會者には入會の月より以降發行に係るものより配布致すべきに付其の以前の會誌御希望の場合は一部に付下記金額振替口座東京一六八二八番に拂込み用紙通信欄に其旨記入請求せられたし

残 部 内 譯

第五卷一號二號	一部	金壹圓	圓
第六卷六號	同	金壹圓	圓
第七卷二號三號四號	同	金壹圓	圓
第八卷一號	同	金壹圓	圓
第九卷一號二號三號五號六號	同	金壹圓	圓
第十卷二號三號四號五號六號	同	金壹圓	圓
第十一卷二號	同	金壹圓	圓
第十二卷二號三號五號六號	同	金壹圓	圓
第十三卷二號三號六號	同	金壹圓	圓
第十四卷一號二號三號四號五號六號	同	金壹圓	圓
第十五卷一號二號三號四號五號六號	同	金壹圓	圓
同 七號八號九號十號十一號十二號	同	金壹圓	圓
第十六卷一號二號三號	同	金壹圓	圓
東京市内外交通に関する調査書	同	金壹圓	圓
震害調査報告書(一、二、三)	同	金壹圓	圓

本會會員轉居又は旅行の場合の注意

會員の住所の不明なるときは會誌の配布を始め其他通信上に差支候に付御轉居の際は至急明細に御通知相成度又御旅行等にて御不在となるも會費支拂には差支なき様御配慮相成たし

會 費 納 付 に 付 注 意

本會々費は下記の通りにして本會より發する振替集金に對し是非御支拂願度事若し此の集金書へ十五日間中三回の取立金支拂なき場合は最寄郵便局に就き本會振替口座東京一六八二八番に(拂込用紙通信欄に會費たる事を記入の事)御拂込相成度尙會費一時納付の御豫定又は其の他の都合に依り支拂なき場合は直に御通知相煩度

朝鮮滿洲の一部及び青島等振替貯金を取扱はざる地に居住せらるゝ會員は納期の翌月末頃迄集金を受けざるときは爲替其他の方法に依り直ちに御送金相成たし

會員種格	會費年額	自一月至四月 第一期分二月徴收	自五月至八月 第二期分六月徴收	自九月至十二月 第三期分十月徴收
會 員	金拾八圓	金六圓	金六圓	金六圓
准 員	金拾貳圓	金四圓	金四圓	金四圓
學 生 員	金七圓五拾錢	金貳圓五十錢	金貳圓五十錢	金貳圓五十錢

新に入會したるものは月割算として入會の翌月集金を發す

會 費 未 納 に 付 注 意

會費は從來年額を第一期第二期第三期に分割し毎年二月六月十月に振替貯金郵便として取立方を郵便局に依託の處往々集金郵便に對して放なく支拂を拒絶し尙他の方法に依りても送金なき者あれ共斯くては會費滞納者として遺憾ながら規則第十三條第一項に依り遂に會誌の配布を停止せらるゝに至るべく又本會に於ても未納金督促の手數一通ならず故に今後右様のことなき様特に御留意の上集金郵便に御拂込相成たし

會 誌 未 着 の 場 合 の 注 意

會誌は毎年毎月十五日(印刷又は原稿等の都合に依り遲延する事あり)に發行し漏なく配付すべきに付未着の場合には一應本會に御照會相成たし從來往々發行後數ヶ月經過して照會せらるゝ向あるも斯くては殘部皆無となり遺憾ながら配布不可能のことあるべきに付御留意相成たし

寄稿に関する注意事項

- (1) 御寄稿は成るべく本會の原稿用紙を用ひ横書きとすること、原稿用紙は御請求次第送附す。
- (2) 御寄稿は止むを得ざる場合の外は成るべく本會の原稿用紙 150 枚（本會誌 50 頁）程度とされたし、若し前記頁數を超過する場合は適宜其の程度に縮少を御願ひすることもあるべし。
- (3) 假名は平假名とし、數字はなるべくアラビア文字を用ひられたし。
- (4) 歐字は特に明瞭に認むること。
n と u, u と v, r と v, a と α, r と γ
其の他頭字と小字とを判然たらしむる事。
- (5) 原稿には必ず冒頭に英文表題及内容梗概を添附されたし。
- (6) 附圖附表に就ては次の各項に御注意ありたし。
 - (イ) 圖面はその儘縮寫し得る様にトレーシング・ペーパー、オイル・ペーパー、トレーシング・クロス等とす。
 - (ロ) 凡て墨色を用ひインキ類或は彩色を施さざる事。
 - (ハ) 方眼紙は青野のものを用ひ（黄色、赤色の罫は使用せざる事）縦横線を必要とする部分には強め墨線にて之を描き置かれたし。
 - (ニ) 圖表中の文字、數字は特に大きく肉太に書し縮寫したる後明瞭たらしむる事。
 - (ホ) 圖表類は製版の都合上可なり汚損するものと強め御含み下されたし。
- (7) 寫眞は特に明瞭なるものを送られたし。
- (8) 講演、論說報告の各欄に掲載の分には抜刷 20 部を寄稿者に贈呈するものとし、尙寄稿者の希望に依り實費にて御要求に應ずる事あるべし。
算式其の他の記し方大體標準。
 - (1) 本文、文字間に算式を挿入する場合には次の如く記すこと。 a/b と書き $\frac{a}{b}$ を避けること。 $(a+b)/(c+d)$ と書き $\frac{a+b}{c+d}$ を避けること。
 - (2) 獨立したる列に算式を記す場合は次の如く記すこと。 $\frac{1}{3} a$ と書き $\frac{a}{3}$ を避けること。 $\frac{1}{2} (a+b)$ と書き $\frac{a+b}{2}$ を避けること。 $\frac{a}{b+c/d}$ と書き $\frac{a}{b+c\frac{1}{d}}$ を避けること。
 - (3) 千以上の數字は 53 247 000 の如く 3 つ單位に間隔をあけること。
 - (4) 名數は次の如く記し括弧の中の様を書くことを避くること。
88.4 尺（八丈三尺四寸）、7 吋（七吋）、35 錢（三十五錢）、13.56 圓（十三圓五十六錢）、1~4 時間（一乃至四時間）、88 326 噸（八萬八千三百二十六噸）、1929 年 1 月 1 日（千九百二十九年一月一日）。

- 第十八條 個人又ハ團體ニシテ別ニ定ムル一時金又ハ年金ヲ寄附スル者ハ評議員會ノ議決ヲ經テ維持員トシテ之ヲ優待ス
- 第十九條 第一條ニ列記シタル學會ノ外工學ニ關係アル法人ノ學會ハ社員二名以上ノ推薦ニ依リ社員總會ノ議決ヲ經テ日本工學會ノ社員タルコトヲ得
- 第二十條 社員ハ理事長ニ對スル通知ニ依リ日本工學會ヲ退會スルコトヲ得但既納ノ分擔金ハ之ヲ返附セス尙當該年度ノ分擔金ハ豫メ之ヲ納入スルコトヲ要ス
- 第二十一條 本定款ノ施行ニ必要ナル事項ハ日本工學會規則ニ依リテ之ヲ定ム
- 第二十二條 本定款ノ變更ハ社員四分ノ三以上ノ同意ヲ要ス
- 第二十三條 本會ハ社員一致ノ承諾アルニ非レハ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得ス

日 本 工 學 會 規 則

- 第一條 社員ノ選出スベキ評議員ノ數ハ一社員ニツキ一名トス
- 第二條 評議員ノ互選スベキ理事ノ數ハ三名トス但シ副理事長ヲ置ク時ハ四名トス
- 第三條 理事ノ内一名ヲ庶務主任トシ一名ヲ會計主任トス
- 第四條 理事ニ缺員ヲ生ジタルトキハ評議員會之ヲ補選ス
- 第五條 評議員會ハ少クモ隔月一回之ヲ開ク
- 第六條 本會ノ會計年度ハ毎年三月一日ヨリ翌年二月末日迄トス
理事ハ毎年一月ニ於テ三月ヨリ翌年二月ニ至ル一箇年間ノ收支豫算ヲ調製シ評議員會ノ議決ヲ經タル上社員總會ノ承認ヲ經ベシ但シ社員ノ分擔金ハ年額二百圓ヲ超エザルモノトス
- 第七條 理事ハ毎年度ノ始ニ於テ前年度中ノ事務要項、收支決算、財産、債權及債務ノ狀況ヲ調査シ評議員會ノ承認ヲ經テ社員總會ニ報告スベシ
- 第八條 豫算費目内ノ支出ハ理事之ヲ專行スルコトヲ得
豫算費目ノ流用ハ評議員會ノ議決ヲ要ス
- 第九條 理事ハ郵便税其他常用雜費ノ支拂ノ爲メ評議員會ノ定ムル所ニ依リ主務者ニ現金前渡ヲ爲スコトヲ得
- 第十條 物件ノ賣買貸借ハ左ニ記載スル場合ノ外評議員會ノ議決ヲ經ルヲ要ス
一、急速ノ處置ヲ要スルトキ
二、見積價格百圓ヲ超エザルトキ
- 第十一條 社員ノ定時總會ハ毎年三月之ヲ開ク
- 第十二條 評議員會及社員總會ハ定員半數以上出席スルニアラザレバ議決ヲナスコトヲ得ズ
- 第十三條 評議員會及社員總會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第十四條 本會ノ爲メニ金員物件ヲ寄附シ又ハ功勞アリタル者ハ評議員會ノ議決ヲ經テ贊助員トシ之ヲ特待ス
- 第十五條 名譽員、客員、維持員（團體ハ其ノ代人）ハ評議員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得但シ議決ノ數ニ加ハラズ
- 第十六條 名譽員及客員ハ社員總會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得、但シ議決ノ數ニ加ハラズ
- 第十七條 評議員ハ社員總會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得、但シ議決ノ數ニ加ハラズ
- 第十八條 本規則ハ社員三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ之ヲ改正スルコトヲ得
- 附 則
- 第十九條 本規則第十四條ノ規定ハ大正十一年八月以前ニ於テ工學會ノ會員終身準員又ハ贊成員タリシ者ニ之ヲ準用ス